

(趣旨)

第1条 この規則は、徳島大学学則第7条の4第2項の規定に基づき、徳島大学保健管理・総合相談センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、徳島大学（以下「本学」という。）における学生及び職員の健康の保持増進及び良好な就学・就労環境を確保することについて、保健管理並びに学生相談及び職員相談に関する専門的な立場から支援することを目的とする。

(部門及び業務)

第3条 センターに保健管理部門及び総合相談部門を置く。

2 保健管理部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 定期及び臨時の健康診断及び事後措置等の指導に関すること。
- (2) 健康相談及び精神保健相談に関すること。
- (3) 診療及び救急処置に関すること。
- (4) 学内の環境衛生及び感染症の予防についての指導援助に関すること。
- (5) 保健管理の充実向上のための調査研究に関すること。
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な保健管理に関すること。

3 総合相談部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の相談及び苦情の対応に関すること。
- (2) 職員の相談及び苦情の対応に関すること。
- (3) 相談対応についての研修会、講習会等に関すること。
- (4) 人権問題の効果的な解決方法及び防止策の提言に関すること。
- (5) 相談対応の充実向上のための調査研究に関すること。
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な相談対応に関すること。

4 前項の業務のうち、人権問題に係る事項については、徳島大学人権委員会と連携して行うものとし、センターは個別の人権問題に関する調査及び人権侵害の認定に関する業務には関与しない。

(職員)

第4条 センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 部門長
- (3) 専任教員
- (4) 技術職員
- (5) 受付担当（インターカー）
- (6) 総合相談員
- (7) カウンセラー
- (8) 法律アドバイザー
- (9) その他必要な職員

2 センターに、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第23条に基づき、学校医を置くものとする。

3 センターに、副センター長及び副部門長を置くことができる。

(センター長)

第5条 センター長は、本学の教授をもって充て、センターの業務を掌理する。

2 センター長の選考について必要な事項は、別に定める。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター長の業務を補佐する。

2 副センター長は、第15条に定める運営委員会の推薦に基づき、学長が任命する。

3 副センター長の任期は2年とし、再任されることができる。

(部門長)

第7条 部門長は、当該部門の業務を掌理する。

2 部門長は、第15条に定める運営委員会の推薦に基づき、学長が命ずる。ただし、保健管理部門長は、医師免許を有するセンターの専任教員でなければならない。

3 部門長の任期は2年とし、再任されることができる。

(副部門長)

第8条 副部門長は、当該部門の部門長の業務を補佐する。

2 副部門長は、部門長の推薦に基づきセンター長が命ずる。ただし、保健管理部門副部門長は、医師免許を有するセンターの専任教員でなければならない。

3 副部門長の任期は2年とし、再任されることができる。

(受付担当(インターカー))

第9条 受付担当(インターカー)は、学生及び職員の相談及び苦情の窓口として、相談員等の紹介を行う。

2 受付担当(インターカー)は、事務職員をもって充てる。

(総合相談員)

第10条 総合相談員は、必要に応じて各部局関係教員及び関係部局と連携しながら、学生及び職員の相談及び苦情に対応する。

2 総合相談員は、次の各号に掲げる者とし、学長が命ずる。

(1) 医歯薬事務部、総合科学部、工学部及び病院の事務系職員のうちから選出された者 各1人

(2) 事務局、総合科学部、医学部、歯学部、工学部(学部併任された大学院教員を構成員として含む、以下、薬学部において同じ。)及び病院から選出された者(前号において選出された者を除く。) 各6人

(3) 薬学部から選出された者 2人

(4) 大学開放実践センター、疾患酵素学研究センター、情報センター及び疾患プロテオゲノム研究センターから選出された者 各1人

3 総合相談員の任期は2年とし、再任されることができる。

(カウンセラー)

第11条 カウンセラーは、カウンセリングを実施することにより、その専門的見地から学生及び職員の相談及び苦情に対応する。

2 カウンセラーは、本学の職員のうち、カウンセリングについての専門知識を有する者をもって充て、学長が命ずる。

(法律アドバイザー)

第12条 法律アドバイザーは、その専門的見地から学生及び職員の相談及び苦情に対応する。

2 法律アドバイザーは、本学の職員のうち、法律についての専門的知識を有する者をもって充て、学長が命ずる。

(学外者への委嘱)

第13条 センター長が必要と認めるときは、学長が承認を得て、学外者を学校医、総合相談員、カウンセラー又は法律アドバイザー等に委嘱することができる。

(教員選考)

第14条 センターの教員選考は、国立大学法人徳島大学教員選考基準により、次条に定める運営委員会の議に基づき、学長が行う。

(運営委員会)

第15条 センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、徳島大学保健管理・総合相談センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会について必要な事項は、別に定める。

(連絡会)

第16条 センターに、迅速かつ適切な学生及び職員の支援を行うため、徳島大学保健管理・総合相談センター連絡会(以下「連絡会」という。)を置く。

2 連絡会について必要な事項は、センター長が別に定める。

(事務)

第17条 センターの事務は、総務部人事課の協力を得て、学務部学生生活支援課において処理する。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、センターについて必要な事項は、センター長が学長の承認を得て別に定める。

附 則

この規則は、昭和50年5月9日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和54年4月1日規則第613号改正）

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年9月18日規則第895号改正）

この規則は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月22日規則第911号改正）

- 1 この規則は、昭和63年4月22日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。
- 2 この規則施行の際に命ぜられる医療技術短期大学の委員の任期は、第10条の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までとする。

附 則（平成5年4月1日規則第1099号改正）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日規則第1227号改正）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年1月29日規則第1387号改正）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月17日規則第1403号改正）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月17日規則第1521号改正）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年11月27日規則第1572号改正）

この規則は、平成12年11月27日から施行し、平成12年11月1日から適用する。

附 則（平成14年5月17日規則第1715号改正）

- 1 この規則は、平成14年5月17日から施行する。
- 2 この規則施行の際、最初に任命される副所長の任期は、第6条の2第2項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

附 則（平成14年11月22日規則第1732号改正）

- 1 この規則は、平成14年12月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、最初に任命される分室長の任期は、第7条第3項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

附 則（平成16年3月19日規則第1867号改正）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月24日規則第160号改正）

- 1 この規則は、平成17年3月26日から施行する。
- 附 則（平成18年3月31日規則第123号改正）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月16日規則第42号改正）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日規則第4号改正）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月15日規則第37号改正）

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際に最初に命ぜられる部門長は、改正後の第7条第2項の規定にかかわらず、センター長の推薦に基づき、学長が命ずるものとする。
- 3 この規則施行の先に最初に命ぜられる総合相談員は、改正後の第10条第2項の規定にかかわらず、平成25年12月31日に現に徳島大学における人権擁護等に関する規則第11条に規定する人権相談員及び徳島大学学生支援センター学生相談室規則第6条に規定する学生相談員である者をもって充て、その任期は、改正後の第10条第3項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則（平成26年3月18日規則第87号改正）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。